## 議案第２０号　姫路市行政手続条例の一部を改正する条例について

### 1　改正の理由

行政手続法が改正（平成２６年６月１３日公布、平成２７年４月１日施行）され、国民の権利利益の保護の充実を図ることを目的として行政指導や処分の手続に関する新たな制度が設けられたが、地方公共団体の機関が行う行政指導や条例・規則に基づく処分については同法の適用がないことから、今回の法改正の趣旨を踏まえ、本市の行政手続条例において、同様の制度を設けようとするもの

### 2　改正の概要

**(1)　行政指導の根拠等の提示の義務化（第３２条第２項）**

行政指導に携わる者は、行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に当該権限の根拠法令の条項等を示さなければならない。

**(2)　行政指導の中止等の求めの新設（第３４条）**

ア　法令に違反する行為の是正を求める行政指導（法律又は条例を根拠とするものに限る。以下同じ。）の相手方は、当該行政指導が法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導を行った市の機関に対し、その中止その他必要な措置をとることを求めることができる。

イ　市の機関は、アの求めがあったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、その中止その他必要な措置をとらなければならない。

**(3)　処分等の求めの新設（第３５条）**

ア　何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のための処分又は行政指導がなされていないと思料するときは、権限を有する市の機関に対し、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

イ　市の機関は、アの求めがあったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

### 3　関係条例の改正

「姫路市行政手続条例」の規定を引用している「姫路市市税条例」について、今回の改正により引用部分に条項ずれが生じることから、同条例を改正し、規定整理を行う（改正条例附則）。

### 4　施行期日

平成２７年４月１日